

第3章 NPO法人の管理・運営について

1 毎事業年度終了後の報告

(1) 所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません（法29、条例5）。

なお、所轄庁は、事業報告書等についてNPO法人から3年以上にわたって提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます（法43①）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	事業報告書等提出書<宮崎県規則様式第5号の3>	1部	67
2	前事業年度の事業報告書	2部	68
3	活動計算書	2部	70
4	貸借対照表	2部	78
5	財産目録	2部	84
6	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部	92
7	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面)	2部	93

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(2) 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。法人のホームページ等）

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告の場合は5年間、主たる事務所の掲示場の場合は1年間、継続して公告する必要があります。

2 役員変更等の届出

NPO法人は、役員について、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名があった場合には、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法23①）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じたときには、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

※ 代表権を有する者が任期満了とともに再任した場合でも登記が必要となります。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	役員の変更等届出書<宮崎県規則様式第3号>	1部	94
2	変更後の役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	95
3	新任の役員の就任承諾書及び誓約書の写し	1部	96
4	新任の役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

3 定款の変更

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます（法14の9①）。

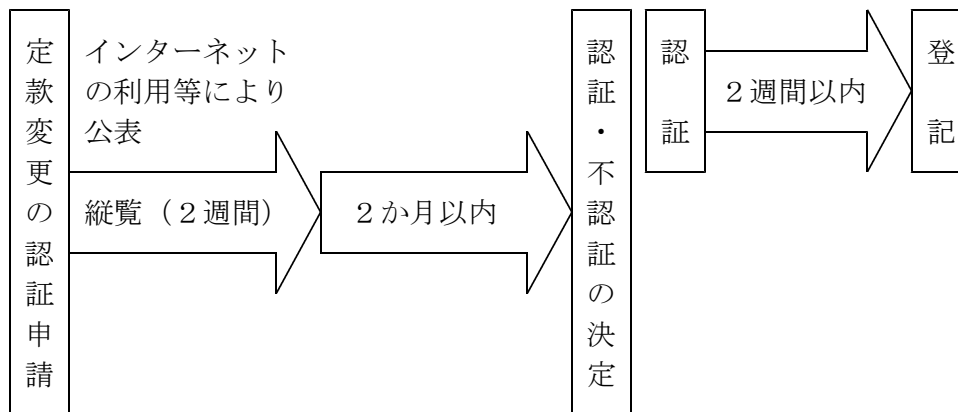
（1） 所轄庁の認証が必要な場合

NPO法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁に申請書を提出して認証を受けなければなりません（法25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
※変更後の所在地が県内の場合は、認証ではなく届出となります。（P63参照）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項

- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることとなります。所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います（法25⑤）。



※ 認証後、NPO法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①、11③）。

ア 定款変更認証の申請

定款変更の認証を受ける場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更認証申請書<宮崎県規則様式第4号>	1部	97
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	1部	98
3	変更後の定款	2部	19

※事業の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類		提出部数	参照ページ
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (事業の変更を伴う場合のみ提出)	2部	49
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (事業の変更を伴う場合のみ提出)	2部	51

※所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類		提出部数	参照ページ
6	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	42
7	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	45
8	前事業年度の事業報告書	2部	68
9	活動計算書	2部	70
10	貸借対照表	2部	78
11	財産目録	2部	84
12	年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	2部	92
13	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 （氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	2部	93
※	設立後、8～13の書類が作成されるまでの間は、それらの書類に代えて、設立時の事業計画書、活動予算書及び財産目録	2部	49、51、57

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

イ 定款変更認証申請書類に係る補正の申立て

上記アにより提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法25⑤において準用する法10③）。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例3）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	補正書＜宮崎県規則様式第1号の2＞	1部	99
2	補正後の申請書又は添付書類	アに同じ	—

(2) 所轄庁への届出のみ必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

NPO法人が次の①～⑧に掲げる事項のみに係る定款の変更を行う際には、所轄庁の認証は不要ですが、届出を行わなければなりません（法25③④）。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）
- ② 役員の定数
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の処分に関する事項を除く。）
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

※ 事務所の所在地の変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①、11③）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更届出書<宮崎県規則様式第5号>	1部	100
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	1部	98
3	変更後の定款	2部	19

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(3) 定款変更登記を行った場合の届出

定款変更の登記完了後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません（法25⑦）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更登記完了提出書<宮崎県規則様式第5号の2>	1部	101
2	登記事項証明書（原本+写し）	2部	—

※ 2は原本と写し1通をあわせて2部提出してください。

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

4 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、事業報告書等を作成し、翌々事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法28①）。

また、最新の役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をそのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法28①）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法28③）。

備え置かなければならない書類		備考
事業報告書等	事業報告書	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで
	活動計算書	
	貸借対照表	
	財産目録	
	年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	
	社員のうち10人以上の者の名簿 （氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）	
役員名簿		
定款等	定款	最新のもののみ
	認証書の写し	
	登記事項証明書の写し	

《利益相反行為について》

代表権を有する理事（※1）が、自己が代表権を有するNPO法人と取引を行う場合は、利益が相反する行為（利益相反行為）となる場合があります（※2）。利益相反行為に該当する場合、理事長は代表権を有しないため、特別代理人の選任が必要となります（法17の4）。選任の流れは次のとおりです。詳しくは、所轄庁に御相談ください。

①法人が社員総会を開催し、特別代理人を選出する。

①特別代理人の選任を所轄庁に請求する。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	特別代理人選任請求書	1部	102
2	社員総会の議事録の写し	1部	98
3	特別代理人就任承諾書及び誓約書の写し	1部	103
4	特別代理人の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—
5	法人との利益が相反する事項が確認できる書類 例：利益相反行為に関する契約書案、不動産登記事項全部証明書等		—

③所轄庁が特別代理人の選任を法人に通知した後、特別代理人が取引を行う。

※1 代表権を有する者と特別代理人の選任について

法人の定款で代表権を理事長に制限している場合があります、この場合は、代表権を有する者は理事長に限られます（P25定款例第16条参照）。

特別代理人の選任が必要かどうかは、定款や契約等相手方の判断などによって異なりますので、詳しくは所轄庁に御相談ください。

※2 利益相反行為に当たる具体例

- ・代表権を有する理事が所有する土地、建物の賃貸借契約、抵当権の設定
- ・代表権を有する理事が代表を務める株式会社との委託契約

